



太子町教育大綱



令和3年4月
(令和8年2月改定)

太 子 町

1. はじめに

(1) 策定の趣旨

この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、本町の教育、文化の振興に関する基本方針を定めるものです。

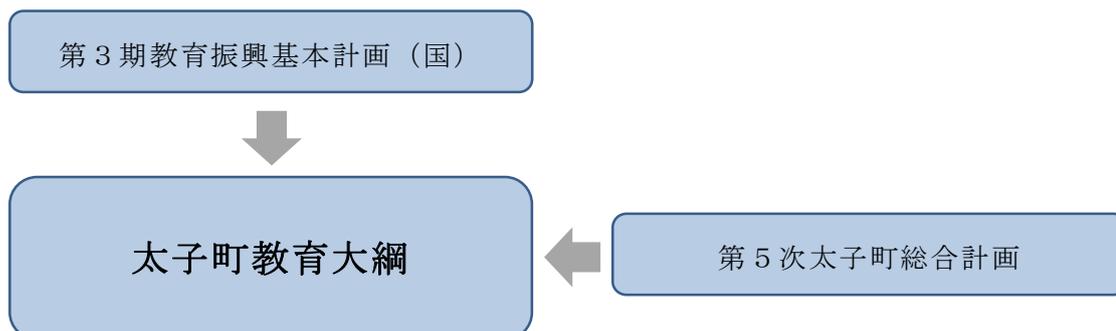
(2) 計画期間

この大綱は、第5次太子町総合計画（平成28年度～令和7年度）における後期基本計画（令和3年度～令和7年度）との整合を図り、令和3年度から令和8年度5月末までの計画期間とします。

2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	
H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	
		国／第3期教育振興基本計画									
第5次太子町総合計画 (前期：平成28年度～令和2年度、後期：令和3年度～令和7年度)											
						太子町教育大綱					

(3) 大綱の位置付け

この大綱は、第5次太子町総合計画（平成28年度～37年度）との整合を図り、総合計画の教育・文化に関する基本目標を実現するために策定するものです。



2. 基本理念

本町では、平成2年からの10年間では府内でも有数の人口増加率を示していたものの、平成22年の国勢調査で減少に転じ、平成27年の高齢化率（65歳以上人口の比率）は25.8%となり、大阪府内の市町村の中では比較的緩やかな傾向にあるものの、着実に少子高齢化が進行するとともに小中学校の児童生徒数も減少傾向にあり、平成17年をピークに1,500人を超えていた総数が令和2年度には1,000人を割り込む現状となっています。

また、人口減少や少子高齢化が進行する中であって、時代にふさわしい仕組みづくりとして、社会や生活を大きく変えていく超スマート社会（Society5.0）の実現に向けた情報通信や交通分野等での技術革新は、経済的な影響はもとより、更なるグローバル化の進展につながり、社会のあらゆる分野で地域や国といったカテゴリーを越えた活動が加速するものと思われる。

さらに、子どもの貧困は引き続き大きな課題となっており、貧困の連鎖や格差の拡大・固定化といった社会問題とともに、地域コミュニティの弱体化や地域間格差による課題など教育を取り巻く環境は大きく変化してきており、加えて、新型コロナウイルス感染症の影響による、「新しい生活様式」への移行を余儀なくされています。そしてまた、平成27年の国連総会において持続可能な社会を実現するための17の目標と169のターゲットから構成されるSDGs（持続可能な開発目標）が採択されています。

このように社会が大きく変化する中で、次代を担う子どもたちには「確かな学力」「豊かな人間性」「健康・体力」の三つの要素からなる『生きる力』を育むことが、これまでも増して求められており、新学習指導要領を踏まえた言語活動の確実な育成や道德教育の充実、コンピューター等を活用した情報活用能力の育成などが重要な課題となっています。

一方、高齢化の進展により人々の価値観は多様化し、「学び」の内容も変化してきており、高齢者が日常生活で直面する課題を的確に解決し、高齢期における新たな可能性を追求しつつ、豊かで充実した良質な第二、第三の人生を送るためには、自らが選択した人生設計に即し、実際生活や職業生活に必要な新たな知識・技能を身に付けたり、社会参加に必要な学習を行うなど、生涯にわたって学習に取り組むことが求められています。

このような状況を踏まえ、第5次総合計画の教育・文化に関する基本目標を実現するために、「豊かな自然と歴史に生まれ ひとり一人の個性が輝く 和の人づくり」を本町の教育に関する基本理念とし、次のとおり13の基本目標を定め取り組みを進めます。

第5次太子町総合計画

基本理念

人と自然と歴史が交流し 未来へつなぐ 和のまち“たいし”

まちづくりの目標

こころ健やかで、
元気に暮らせるまちづくり

支え合い、
安心して暮らせるまちづくり

活力と魅力にあふれる、
個性豊かなまちづくり

豊かな自然・歴史とともに
育つ、誇りあるまちづくり

みんなで歩む
協働のまちづくり



《教育大綱基本理念》

豊かな自然と歴史に生まれ ひとり一人の個性が輝く 和の人づくり

- (1) 就学前施設におけるおける質の高い教育・保育を推進します
- (2) 確かな学力を身に付け、個性を伸ばす教育を推進します
- (3) 健康で元気なたくましい子どもを育てます
- (4) 教職員の資質・指導力の向上に努めます
- (5) 子どもたちが快適に過ごせる教育環境の整備に努めます
- (6) 食育を推進し、学校給食の充実に取り組みます
- (7) 規範意識を醸成し、豊かな心の元気な子どもを育てます
- (8) 家庭・地域・学校園が連携し、町の教育力の向上に取り組みます
- (9) 自ら学び、活動できる環境を整え、住民文化を振興します
- (10) 読書環境を整え、本に親しむ活動を推進します
- (11) あらゆる世代がスポーツに親しむ健康で元気なまちをめざします
- (12) 歴史を通じた地域学習の推進を図ります
- (13) まちの誇りである歴史遺産を継承し、その活用を図ります

3. 基本目標

(1) 就学前施設における質の高い教育・保育を推進します

- 子どもの健やかな育ちのための質の高い教育、保育を推進するとともに、子育て支援の充実を目指します。
- 保育園、幼稚園、認定こども園等の就学前施設と小学校の連携強化を推進し、幼児教育や保育と小学校教育の円滑な接続を図ります。

(2) 確かな学力を身に付け、個性を伸ばす教育を推進します

- 学習指導要領を踏まえ、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と思考力・判断力・表現力等の育成を図るとともに、主体的に学習に取り組む態度を養います。
- 児童・生徒の習熟の程度に応じた指導を推進し、「確かな学力」の育成に取り組めます。
- 小学校における外国語活動の取り組みを推進し、外国語活動に親しむ取り組みを進めるとともに、英語検定試験を活用することにより、小中学校における到達度の客観性を確保します。
- 児童生徒一人ひとりのきめ細やかな学習指導体制を確立し、義務教育9年間での発達段階に応じた指導体制を構築するため、少人数学級の実現と小中連携教育の推進を図ります。

(3) 健康で元気なたくましい子どもを育てます

- 学校・家庭・地域が連携して「3つの朝運動」（朝食・あいさつ・朝読書）に取り組む、児童・生徒の生活習慣の確立に努めます。
- 「太子町体力づくりスタンダード」を活用し、子どもの体力向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立するとともに、学校における健康・体力に関する指導の改善、児童生徒の運動習慣の定着に向けた取り組みを進めます。

(4) 教職員の資質・指導力の向上に努めます

- 校長のリーダーシップのもと、教職員を組織的・継続的に育成するため、首席や指導教諭等を活用し、日常的なOJTの推進に努めるとともに学校運営の中心となるミドルリーダーの育成に努めます。

○教職経験年数の少ない教員については、それぞれの課題に応じ、きめ細やかな教育相談の実施のための指導・助言等、適切な個別支援を行うとともに、学習指導や生徒指導等の指導面のみならず、公教育に携わる者としての資質向上を図ります。

○教職員の評価育成システムの実施により、日々の教育活動に対して課題を把握・検証し、指導方法の工夫改善を図るとともに、校内研修体制の充実や研修の機会の拡充を進めます。

(5) 子どもたちが快適に過ごせる教育環境の整備に努めます

○平成 28 年度に策定された「太子町公共施設等総合管理計画」に基づいて策定した、教育施設の適切な維持管理等に関する「個別施設計画」を基本に、施設の更新、長寿命化等を継続的に行います。

○児童・生徒が安心して、快適な学校生活を送ることができるよう、現在進めている町立小中学校のトイレ改修工事をはじめ、学校設備の改修を進めます。

○超スマート社会の到来が予想される新しい時代の学びを支えるため、町立小中学校の I C T 環境の整備を進めるとともに、グローバル化、情報化といった社会の変容に対応し得る人材の育成を図ります。

(6) 食育を推進し、学校給食の充実に取り組みます

○各学校で食に関する指導の全体計画を作成し、栄養教諭を中心に全教職員が連携・協力し、望ましい食習慣の形成に結びつく実践的な態度の育成を図ります。

○地域の食材を積極的に活用し、安全で安心な給食の提供に努めるとともに地域の食文化の継承に努めます。

(7) 規範意識を醸成し、豊かな心の元気な子どもを育てます

○児童・生徒が自他の権利を尊重するとともに人権問題に関する正しい理解を深めるため、人権教育を計画的・総合的に推進します。

○生命尊重の精神、他人を思いやるこころを育成し、豊かな人間性を育むため、小中学校において道徳教育の推進を図ります。

○いじめ・虐待・不登校・問題行動など多様化する児童生徒の課題に対する生徒指導や支援教育を中心に専門家や関係諸機関との教育相談体制の充実を図り、幼稚園・小・中学校の連携を深め、未然防止に向けた取り組みを進めます。

(8) 家庭・地域・学校園が連携し、町の教育力の向上に取り組みます

- 保護者や地域の意見を生かした学校経営を行うために、学校協議会等を活用し、学校運営体制の充実に努めます。
- 家庭教育に関する啓発や学習機会の提供、孤立しがちな保護者への働きかけなどにより、「子どもの学び・育ちの原点」である家庭の教育力の向上に努めます。
- 地域総がかりでの町の教育力向上をめざす観点から、学校・家庭・地域の協働による教育コミュニティづくりを進めます。
- 保護者が就労などで不在となる子どもたちをはじめ子どもたちの放課後の安心・安全な居場所づくりを推進し、学習や多様な体験・交流を通して、子どもたちの心と身体の健全な育成を図ります。

(9) 自ら学び、活動できる環境を整え、住民文化を振興します

- 誰もが、生きがいを持って豊かな人生を歩むため、継続的な学習活動を通して自らを高め、豊かな心を育むことができるように多様な各種教室を開催し、学習機会の提供を行います。
- 学習活動の成果を発表できる機会の充実と成果を活かして活躍することができる場の提供に努めるとともに、地域に貢献する人材の育成と様々な交流やコミュニティの創出に取り組みます。
- 学習の場となる〔仮称〕生涯学習施設の整備とともに、新たなニーズに対応した学習機会の提供を進めるなど、施設の有効活用に向けた方策を検討します。

(10) 読書環境を整え、本に親しむ活動を推進します

- 広域における図書館・室の相互利用地域を拡大し、利便性の向上に努めます。
- 〔仮称〕生涯学習施設と併設する図書館を整備し、子ども達に図書と触れ合う機会の提供や住民の読書環境の整備充実に努めます。
- 学校図書館と町立図書室が連携し、児童生徒の読書活動を推進します。

(11) あらゆる世代がスポーツに親しむ健康で元気なまちをめざします

- 様々なスポーツに親しむ機会を提供することにより、生涯スポーツ社会の実現を目指します。
- 地域住民の主体的なスポーツ活動を推進し、スポーツ団体との協働により、住民

スポーツの振興を図るとともに、指導者育成や活動活性化への支援を行います。

- 学校クラブ活動と地域スポーツとの連携を図り、子どものスポーツ活動の推進を図ります。

(12) 歴史を通じた地域学習の推進を図ります

- 竹内街道歴史資料館を歴史学習や地域学習の拠点とし、活用が図れるよう資料館友の会とも協働し、地域を愛する人材の育成を図るとともに、学校教育との連携を図ります。

(13) まちの誇りである歴史遺産を継承し、その活用を図ります

- 貴重な歴史文化遺産や郷土の偉人に対する理解を深め未来に継承するとともに、文化財の保存、活用を行うことにより郷土愛を育みます。
- 国史跡二子塚古墳の保存・活用について検討を進め、史跡としての環境整備を行うことにより、適切な保存管理を行うとともに、地域の歴史を学ぶ場となるよう、活用の推進を図ります。